

官報

号外

昭和三十六年五月二十五日

第三十八回 衆議院會議錄 第四十五号

昭和三十六年五月二十五日(木曜日)

議事日程 第三十六号

昭和三十六年五月二十五日

午後一時開議

第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

第四 日本国とバキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十六年五月二十五日 衆議院會議錄第四十五号

農業災害補償法の一部を改正する法律案外一案についての周東國務大臣の趣旨説明

日程第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第四 日本国とバキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

午後二時二十四分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業保険事業団法案の趣旨の説明を求めます。農林大臣周東英雄君。

○國務大臣(周東英雄君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨の御説明をいたします。

現行農業災害補償制度は、その実施以来、数回の改正を加えつつ、すでに十数年を経過しておりますが、その間に、この制度が災害対策として農業経営の安定に多大の寄与をして参りましたことは、周知の通りであります。しかしながら、最近におきましては、農業技術の進歩と生産基盤の整備によって農業災害の発生の様相も変化して参りました関係などから、この制度が実情に必ずしも即応しない面も現われ、各方面からその改正が強く要望されてきました。

政府におきましては、その要望にこたえ、昨年来、関係者や学識経験者の意見を聞き、慎重に検討をいたしました結果、この制度の適正かつ円滑な運営、特に、末端の市町村段階における共済責任の強化と自主性の尊重及び農家負担の軽減をはかることを主眼とし、農作物共済を中心に改正を加えようとするものであります。これが、この法律案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、法律案の主要点につきまして御説明いたします。

まず、第一は、画一的強制加入方式の緩和であります。

現行制度のもとでは、その経営規模がきわめて小さく、農業所得の比重が非常に低い農家でも加入が強制されておりましたが、これを、農業経営の実態に合ふよう、地方の実情に即して緩和し、任意加入資格者の範囲を拡大することができるとすることとしました。事業量が僅少である等の理由がある場合には、農業共済組合等は、農作物、蚕繭について、これを共済目的の種類ごとに共済事業の対象から除外することができるようにした次第であります。

第二は、農作物共済における引き受け方式の合理化と補てん内容の充実であります。

現行制度では、一筆収量引き受け方式がとられ、耕地ごとに三割以上の減収があった場合に共済金が支払われることとなつておりましたが、改正案では、所得補償の見地から、農家単位収量引き受け方式を採用して、農家ごとに二割以上の減収があった場合に共済金の支払いを行ふこととしたしております。補てんの額は、水稻を例にとり

ますと、現行制度では、全損の場合百五十キログラム、すなわち、一石当り、最高は約五千円、最低は約千五百円となつておりましたものを、改正案では、最高を七千円に引き上げ、最低でも三千円とし、大災害を受けた場合にも再生産を確保し得るよういたしましたしております。なお、引き受けにつきまして、都道府県知事が指定する農業共済組合等につきましては、三年間を限り、現行の一筆単位方式によることができることとしたしております。

第三は、農作物共済にかかると農業共済組合等の共済責任の範囲の拡大であります。

現行制度では、農業共済組合及び共済事業を行なう市町村の実質上の共済責任は画一的に一割となつておりましたのを、この改正案では、通常災害部分に对应する責任の全部として、その責任の範囲を拡大しております。これに伴いまして、基準収量の設定、通常災害の際の損害評価についても農業共済組合等の自主性を尊重するよう配慮いたすこととしております。また、異常災害については、新設を予定してあります農業保険事業団が責任を負うこととしております。ただし、過去の災害発生状況等から見て安全をはかる必要がある場合には、農業共済組合等は、その通常災害部分に对应する責任の一部を農業共済組合連合会の保険に付することができるとしてしております。

第四は、共済掛金の算定方式及び国庫負担方式の改善であります。

現行制度では、都道府県ごとに標準率が算定され、これを都道府県内の危険階級別に割り振って基準率を定めることとなつておりますが、これは必ず

昭和三十六年五月二十五日 衆議院會議録第四十五号

農業災害補償法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する榑崎弥之助君の質疑

八九二

しも地域の被害の実態に即応しておりませんので、改正案では、農業共済組合等と、その過去における被害率を基礎として基準率を算定し、これを、必要な場合には、その区域内において幾つかの地域に分けて定めることができる仕組みにいたしております。共済掛金の国庫負担につきましては、現行の超異常災害は全部、異常及び通常災害は二分の一という趣旨を踏襲いたしておりますが、負担割合は、現在、都道府県別に一事となっており、これを、農業共済組合等別に、共済掛金基準率の高低に比例して定めることとし、個別化をはかった次第であります。

第五は、共済掛金の割引と病虫害防除事業の推進であります。水稻について病虫害防除態勢の備わっている地域の農業共済組合等においては、病虫害を共済事故としない、これに対応する共済掛金を割引引くとともに、国庫はその組合等に対し防除費の一部を補助することができるとし、この制度を技術の進歩に適應させることといたしました。

そのほか、農業共済再保険特別会計にかわり農業保険事業団が農作物共済についての保険並びに蚕繭共済及び家畜共済についての再保険事業を行なうことにつきましての所要の改正を行なっております。

なお、これらの新制度につきましては、昭和三十七年度産水陸稻、昭和三十八年度産麦からの実施を予定いたしております。

以上をもちまして農業災害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明といたす次第でございます。

次に、農業保険事業団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

農業災害補償制度の改正は、法律案として、農業災害補償法の一部を改正する法律案と農業保険事業団法案の二法案が不可分の関係にあります。が、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨説明で御説明申し上げました通りでありますので、農業保険事業団法案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

農業災害補償制度の円滑な運営と健全な発展に資するためには、その機構、組織が重要な役割を果たすことは申すまでもありません。その点にかんがみまして、従来の農業共済再保険特別会計にかわり、事業の中核の実施機構として、その業務の適正かつ能率的な実施に当るため農業保険事業団を設立する必要があると、これが、この法律案を提案した趣旨でございます。

次に、法案の要点につきまして御説明いたします。

まず、第一に、農業保険事業団の業務に關してであります。

農業保険事業団は、政府関係機関として農作物共済にかかる保険業務と蚕繭共済及び家畜共済にかかる再保険業務とを主たる業務とし、あわせて、これらの業務と関連して、料率の決定、損害認定率則の設定等、農業災害補償法によりその権能とされる事項を行なうほか、国にかわり共済掛金等の国庫負担金の交付をも担当するとともに、農業共済組合等の行なう共済事業等に関する援助することといたしております。

第二は、事業団の財務及び会計についてであります。

この事業団が多額の金銭を取り扱うとともに、重い責任と任務を持つものであることに鑑みまして、会計の区分を法律で明記し、農林大臣、会計検査院等の監督、検査を厳にするとともに、その決算を国会に報告することとしたしております。

事業団の資本金は、とりあえず、その設立の日における特別会計の再保険金支払い基金勘定の現在高に相当する金額とし、政府からその出資を受け、保険金等の支払い財源の不足に充てるための財源等といたしますが、大災害で手持ち資金のみでは保険金等の支払いに不足を生ずるような場合にも、農家に對する共済金の支払いに支障を来たさないため、政府その他から必要な資金の借り入れをすることができるといいたしております。なお、この場合、政府からの借入金につきましては、利子を徴しない等、通常より有利に取り扱われることができるようになっております。また、事業団の事務費につきましては、国庫がこれを負担することといたしております。このほか、事業団の組織、業務の委託、監督等について所要の規定を設けておりますが、事業団の行なう保険及び再保険の業務につきましては、農業災害補償法の一部を改正する法律案に規定いたしております。

なお、事業団の発足の時期は、昭和三十七年度から新制度が実施される関係上、昭和三十七年二月一日を予定し、所要の予算措置等も講じております。

以上をもちまして農業保険事業団法案の趣旨説明といたす次第でございます。

(拍手)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して、質疑の通告があります。よって、これを許します。榑崎弥之助君。

〔榑崎弥之助君登壇〕

○榑崎弥之助君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに農業保険事業団法案につきまして、以下、数点にわたり、内閣総理大臣並びに農林大臣に對して質問を行ないたいと思ひます。

(拍手)

私が、まず第一番にお尋ねをいたしたいのは、この法律改正案が出されたその時期並びにその経過についてでございます。

農業災害対策というものは、わが国のように、地理的に非常に細長い、狭い国土で、非常に自然的な条件に左右されやすく、しかも、その経営が過小零細の多い国におきましては、国の経済にとつてはものごころのこと、これが農民の生活にとつては重大な影響を持つものであることは、申すまでもありません。ところが、この農業災害対策として作られております現行の農業災害補償制度は、すでに、全国的な農民の不満と、政策の行き詰まりによりまして、破産に瀕しております。

以上をもちまして農業保険事業団法案の趣旨説明といたす次第でございます。

(拍手)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して、質疑の通告があります。よって、これを許します。榑崎弥之助君。

〔榑崎弥之助君登壇〕

○榑崎弥之助君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに農業保険事業団法案につきまして、以下、数点にわたり、内閣総理大臣並びに農林大臣に對して質問を行ないたいと思ひます。

(拍手)

私が、まず第一番にお尋ねをいたしたいのは、この法律改正案が出されたその時期並びにその経過についてでございます。

農業災害対策というものは、わが国のように、地理的に非常に細長い、狭い国土で、非常に自然的な条件に左右されやすく、しかも、その経営が過小零細の多い国におきましては、国の経済にとつてはものごころのこと、これが農民の生活にとつては重大な影響を持つものであることは、申すまでもありません。ところが、この農業災害対策として作られております現行の農業災害補償制度は、すでに、全国的な農民の不満と、政策の行き詰まりによりまして、破産に瀕しております。

以上をもちまして農業保険事業団法案の趣旨説明といたす次第でございます。

(拍手)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して、質疑の通告があります。よって、これを許します。榑崎弥之助君。

〔榑崎弥之助君登壇〕

○榑崎弥之助君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに農業保険事業団法案につきまして、以下、数点にわたり、内閣総理大臣並びに農林大臣に對して質問を行ないたいと思ひます。

(拍手)

私が、まず第一番にお尋ねをいたしたいのは、この法律改正案が出されたその時期並びにその経過についてでございます。

農業災害対策というものは、わが国のように、地理的に非常に細長い、狭い国土で、非常に自然的な条件に左右されやすく、しかも、その経営が過小零細の多い国におきましては、国の経済にとつてはものごころのこと、これが農民の生活にとつては重大な影響を持つものであることは、申すまでもありません。ところが、この農業災害対策として作られております現行の農業災害補償制度は、すでに、全国的な農民の不満と、政策の行き詰まりによりまして、破産に瀕しております。

以上をもちまして農業保険事業団法案の趣旨説明といたす次第でございます。

(拍手)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業保険事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

もはや、抜本的な改正か、しからずんば制度の廃止かという、重大な岐路に直面をいたしておたのでございます。このような状態の中におきまして、わが党は、この制度がほんとうに農民の利益を守る社会保障的な制度になるように、かねてから、その改善の努力をして参つたのであります。また、政府におきまして、昨年四月、農業災害補償制度協議会を設置いたしまして、制度改正の検討を行ない、すでに本年二月十三日にその答申を農林大臣に行なつておるのであります。しかるに、これは重大な法案——本来ならば、この国会は昨日で終わつていたので、しるかに、このおまけの十五日という延長国会になつてやつと出されてきたというこの政府の態度は、一体、この重大な農業災害補償制度に對してどう思つていらっしゃるのか、その感覺を疑わざるを得ないのであります。

(拍手) 御承知の通り、農林省は、この国会に三十件ほどの法案を提出いたしております。昨日までに約十件ほどがやつと成立をいたしております。先ごろ強行通過させられました農業基本法に關連する法案のごときは、まだほとんど手を触れられておらないというこの農林省委員会の審議状態の時期に、このような重大な農業災害補償制度の改正案を提出して参り、一体、この国会でほんとうにこの改正案を成立させる意思があるのかどうか。私は、ほんたうに農業基本法のように、ほとんど審議をせずに強行通過をはかるといふようなことがないとも限らないと思ひわけでございます。

私は、初めてこの国会に上つてきて、この国会はど常議の通用しない世

界はないと思うのです。(拍手)せん
だつての二十七日の農業基本法のあの
農林水産委員会の採決についても、農
林水産委員長がたつた一分間に十くら
いの議事を行なつておるといふこと
で、私は、こういう常識の通らない国
会であつては困ると思ふのです。従つ
て、私は、これは非常な国会軽視の風
潮であると思ふすべしに、この点に
ついて内閣総理大臣及び農林大臣に対
して御質問をいたしたいと思ふのであ
ります。(拍手)

いま一つは、この改正案の提出に
至つた経過でございすけれども、二
月十三日に農林大臣あてに出されまし
た制度協議会の答申の冒頭に、こうい
うことが書かれてあります。「政府は
答申の意見を十分尊重して、すみやか
に制度改正を実施することを強く要望
する。なお、政府は、当協議会の正式
結論が出される前に、昭和三十六年度
予算編成に關連し、当協議会の経過を
軽視することと措置をとりつつある模
様であるが、このことはまことに遺憾
である。」このように冒頭に書かれてお
ります。一体、政府は、どういふおつ
もりでこのような農業災害補償制度協
議会をお作りになつたのであります
か。協議会の答申と政府の今回の改正
案との關係は、一体どうなつてゐるの
でありますし、協議会に参加された
各界の有識者たちが過去一カ年といふ
長い時間を費やして真剣に作業をされ
ておるその間に、すでに、政府は、昭和
三十六年度予算の編成に關連して、
協議会の作業と關係なく、勝手に改正
の方向を打ち出し、協議会で審議され
つつあつた方向を無視いたしまして、
多くの点で答申と矛盾する今回の政府

改正案を出すに至つたのであります。
農業基本法審議の際にも中央あるいは
地方で公聴会が行なわれましたが、こ
れは全く形式を整へるためのアクセサ
リーにすぎない。その公聴会でも出され
た多くの農民の意見は完全に無視され
て、あのような強行通過が行なわれ、
今更にもまた、この農業災害補償制度改
正に際しまして、協議会に参加された
有識者の努力をまつことからじやうり
んするようになつたやうな方々を、一
体、政府の責任者である池田総理並び
に担当大臣である周東農林大臣はどの
ようにお考えになつておるのか。先ほど
の提出時期に対する考え方と一緒に、
この点の答えをすすめたいと思ふので
あります。(拍手)

次に、私が伺ひたい一点は、法案
の内容についてであります。
現行法は、御承知の通り、占領下の
昭和二十二年に公布実施されたもので
ございす。しかし、この制度が制定
されてから今日まで、これほど農民の
不満を買つた農業立法もおそらくほか
に類例を見ないであらうといわれお
ります。従つて、過去十六回に及ぶ改
正が行なわれたのであります。不満
の聲は一向におさまらないばかりか、
災害の多い地帯からも、災害の少ない
地域からも、全国的に農民の不平なり
不満が高まり、各地で共済組合の解散
決議や掛金の不納、事業の停止などの
運動が起こりまして、これが農民の一
致した世論となつてゐるのが現状で
ございす。一体、どうしてこのように
農民からこの制度がきらわれておるの
かと申しますと、災害のないところでは、
掛金がかけて捨てになつて何の恩典
もない。あるいは災害の多いところでは、

は、掛金の高い割に、もらへる共済金
はほんのわずかばかりでありまして、
とうてい農業の再生産を保障するど
ころの額ではございせん。おまけに、
農民の負担は、掛金と賦課金で大へん
な出費になつておる。こうした点に農
民の不満が集中されておるのでありま
す。従つて、これらの農民の不平な
り不満を解消して農民の生活を安定す
るということが制度改正の中心点でな
ければならぬと思ふのであります。が、
今度の改正が、はたしてこれらの農民
の願ひに率直にこたへるものであるか
どうか、ここが問題であります。

そこで、内容についての第一の質問
は、組織と機構についてであります。
協議会の答申におきましては、中央
の農業共済再保険特別会計を中心に、
農業共済基金、全国農業共済協会及び
都道府県農業共済組合連合会の機構を
一本化したしまして農業保険事業団を
作り、これと市町村段階との二段階制
に改めることによつて、この制度を簡
素化し、合理化するように答申して
参つております。しかるに、政府の本
改正案におきましては、都道府県連合
会の再保険方式を廃止いたしまして、
現行の三段階制度を温存しようとして
おるのであります。一体、この理由
はどういふところにあるのでありま
しょうか、これを伺ひたいのでござ
いす。与党議員の中には県の共済
組合連合会の会長を務めておられるお
方もあると聞いておりますが、まさか
その人たちの自分の身分保全の策動に
よつてこのうしたことになつたとは思
ひたくありません。しかし、もし、そう
いうことであるならば、全くこれは言
語道断の話でありまして、農民の利益

を犠牲にするもはなはだしいものとい
わなければなりません。また、中央段
階における農業共済基金及び全国農業
共済協会を一体どう取り扱おうとする
のか、これもまた明らかにされてお
りませんので、あわせてお答えを願
ひたいと思ふのであります。
第二にお尋ねしたいのは、農作
物共済の補てん内容の充実という点で
ございす。
すでに述べましたように、この制度
に対する農民の信頼感を取り戻すた
めには、この制度をほんとうに社会保
障的な性格のものに改正しなければなら
ないと思ひますが、そのためには、ま
ず第一に、農民の負担を軽減するとい
うこと、そして、いま一つは、災害の
場合には、農家の生産費及び所得が十
分に補償されまして、農業の再生産が
できるようにすることが必要でありま
す。ところが、本政府改正案におきま
しては、補てん方式は農家単位取量連
を原則にいたしまして、引き受け数量
を基準取量の八割とし、減収量を二割
以上にして、しかも、共済金額を単位
当たり価格の九割と押えながら、共済
金額のきめ方は低米価を基礎としてお
るのであります。ほんとうにこれら農
民の再生産費や所得の補償を十分に
行ない得るかどうか、また、農民に対
する国の補償が実質的に現在より厚く
なるのか薄くなるのか、こういう点も、
まことに疑わしいものがあると思われ
ます。減収二割以下は、結局切り捨て
になつて補償対象にならない。しか
し、給料取りが、月給が二割下がつた
場合にとりかゝりますか、こういう点
を考えると、非常に問題ははつきりし
て参ります。せめて、一割以上の減収を

補償の対象にならないものかどうか、
こういう点につきましても伺ひをし
たいのでございす。また、基準取
量、損害額の認定準則は、補てん内容
を充足するかどうかの最大のポイント
であります。末端農民の不満も、これ
に対する不安が多いのでございす。け
れども、一体、これを、どのような
データに基づいて、どのような内容に
制定する予定であるのか、さっぱり、
これまた明らかにされておられません。
こゝろの具体的な案が同時に示
されませんと、法案審議というものは
全く形式的にならざるを得ないと思
ふのでございす。われわれとして
は、基準取量は、もし災害がなかつた
ならばこれだけはとれたであらうとい
う実取主義によつて行なうべきである
と考えますが、そのいふ点について、
農林大臣は一体どのように考えられ
るのか、これを伺ひたいと思ふので
あります。
さらに、農民の負担に關連をいたし
まして、従来、農民は、共済掛金のほ
かに、共済制度の事務費や人件費を賦
課金として負担してきたのでありま
す。これが農民の負担を重くしてお
つた大きな一つの原因になつておつた
のでございす。この点について、制度
協議会では、基幹事務費は全額国庫負
担と答申してゐるのであります。改
正案におきましては、国による組合等
の事務費負担金を三十六年度におきま
しては約十億四千萬圓はしてあります
ものの、しかし、一方、機構上にお
いて、中央に農業保険事業団を設けな
がら、さらに、県段階において連合会を
残して、三段階制を依然としてとつて
おるために、農民の事務費負担は依然
としてほとんど軽減されないのではな

いか、こういう点が危ぶまれるのでございませう。また、これでは事業団設置の意義もほとんど失われてしまふのではないかと思ひますが、この点についてもお伺いをいたします。

次に、建物等の任意共済の取り扱いについてお伺いをいたしたいと思ひます。

制度協議会におきましては、任意共済事業を一元化すべきこと、並びに、この問題解決のため七人程度の委員を委嘱すべきことを答申いたしてあります。この任意共済の積立金は年々巨額に上りまして、農林金融の中ですでに大きな比重を占めてきております。従つて、この事業は、もはや一刻も放置すべきではなく、協議に一本化するといふ線に急速にその取り扱いをきめるべきときがきておると思ひますが、農林大臣の明確なる御見解をお伺いしたいと思ひます。

また、この制度を運営するには、市町村段階における運営を健全化することが必要であることは申すまでもありません。この点につきましては、市町村段階の共済組合の事業を市町村の公営へ移譲することが、事業そのものを安定せしめ、また、末端職員的身分を保障する、一番いい方法だと思ひますが、政府改正案には、この市町村公営の促進という問題が全く無視されているのは一体どういふ理由なのか、行政管理局長官も、去る一月三十日に、市町村公営促進を農林大臣に勧告しておるはずでございませうけれども、農林大臣はこれを無視してあります。こういう事態を一体どう考えられますか、こ

の点も御見解と御処置をお伺いいたします。

最後に、重大な問題について総理大臣並びに農林大臣にお伺いをいたします。

現行法の第四十六条は、農業共済組合の解散について規定をいたしてあります。この条文に準拠いたしまして、共済制度に不満を持つ多くの農民は、各地において農業共済組合を解散しようという動きが起つております。これは、農民が、この制度の矛盾にうがまんがなくなつたことを示すとともに、よりよい制度に改革しようとする農民の積極的な意欲の表われにほかなりません。ところが、農林省は、去る三十三年、三十四年に、経済局長の名で、組合の解散を認可しないようにといふ通達を発しておるのであります。これは、制度をより合理的なものに改善しようとする農民の意欲を故意に抑圧しようとするねらいを持つものであると同時に、さらに重大な点は、立法権を行政権が明らかに侵犯しておるといふ事実でございませう。(拍手)この事実は今全く憲法違反の疑いなしとしないのでございませうが、非常に重大な問題でございませうので、今後どのような処置をとられるのか、あるいは直ちに局長通達を撤回されるかどうか、総理大臣並びに農林大臣の明確なる御答弁をお願いいたします。

以上、私は、数点の質問をいたしたわけでございますが、今回の政府改正案は、現行法に対する農民の不満を解消するどころか、過般本院を強行通過いたしました農業基本法と並べて考えてみましたときに、まことに本改正案は反農民的性格を強化したものと見るべきでございまして、政府はもう一べん考え直して出直しておいでになつた方がよいのではないかと意見を添へまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

今回の農業災害補償法の改正につきましては、政府は、根本的改正を企図いたしまして、いろいろ研究をしたのであります。何分にも多岐にわたりましたので、意見の調整に時間を要しまして、今日提案することになったのであります。このことは全国農民のひとしく熱望しておる改正でございまして、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

なお、農業災害補償制度協議会の答申につきましては、機構の点につきましては多少の相違がございませうが、内容的には答申を大部分受け入れておることを申し添えておきます。

なお、その他の問題につきましては農林大臣に答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣(周東英雄君登壇)〕

○国務大臣(周東英雄君) お答えいたします。

第一の点につきましては、ただいま総理から答弁をいたしました通り、協議会の答申は十分尊重して、その意見の大部分を取り入れて本案を制定いたしておりますことを申し上げます。

それから、第二点は、共済組合連合会を残した理由というお話であります。これにつきましては、答申の中にもありましたが、また、農家の希望する最末端の町村単位の共済組合に自主

性を持たせ、そこに通常災害に対する全責任を持たせるといふことに對する処置はつけまして、その意味におきましては、町村の共済組合と今度できる保険事業団との間における関係は二段制になつておるわけでありませう。ただ、現在、御承知の通り、家畜保険並びに蚕繭保険は、これは共済組合連合会の取り扱いになつておりますし、そのものに対する今後のやり方をいかにするかというところは、根本的になお研究の余地がありますので、これを残しました。同時に、また、現在、この連合会に對して共済基金から出してあります資金の赤字等の処置の問題も考えなければならぬので、暫時これが残つておるわけでありませう。

なお、ただいま御指摘になりました農業共済協会のいうようなものと、共済基金の処置はどうするかということでありませう。これは、一つは政府出資に基づく共済基金であり、片一方は、任意に設立されておる農業共済協会でありませう。従つて、さしたるり、共済基金は共済基金としてなお残しますし、農業共済協会は、これはできれば中央保険事業団と一緒にして仕事を振るべきかどうかを検討していきたいと思ひます。

第三は、農家単位取量建制と一筆單位取量建制との間における関係はどうか、また、それから起る農家負担の減はどうかということに関連しての点を尋ねてあります。農家の要求している点を相当に取り入れた一つの点としては、やはり、従来の一筆單位取量建制でありませうと、一筆ごとに三割以上の取量減がないと保険料は払えない

格好になつております。むしろ、大きな災害等におきましてはむしろこのこと、農家単位取量建制にして、二割以上の災害を負つた場合においてこれを補てんする方が、よほど農家のために利益になる。しこうして、これは、大體において、平均いたしまして、従来の行き方よりも一五割ぐらゐ農家負担は軽減される見込みであります。

第二は、基準数量の問題であります。これは、従来は、農林省で府県別に基準数量を決定して、また、都道府県がその基準数量をさらに市町村別に割り当て、市町村がさらに組合ごとに上から天下りのきめておつたといふことはよくない、今度は、むしろ、下から各保険事業団が準則を示し、それに従つて町村の共済組合がその地方地方の実態に即して基準数量をきめていく方が妥当であり、これが農家のために非常に利益になる、かような考え方に變更しておりますから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

なお、農家の負担軽減の問題として、賦課金の問題、事務費、人件費等の問題であります。これは、このたびの法制と関連いたしました予算措置といたしましては、この七月から全額国庫負担になりますので、これらも農家の要望をいれておるところでございませう。

それから、建物共済について一元化するかどうかという問題です。この点は、この九月までに、この法案とは別途に、私も政府におきましては、建物共済の経営主体の一元化に関する委員会を作つて、さらに深く検討いたした上で決定をいたしたい、かように考えております。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 質疑はこれにて終了いたしました。

日程第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程に入りま

す。日程第一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二(前条)を「前二条」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(連年災害における補助率の特例) 第三条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害に

より甚大な被害を受けた法令で定める地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日まで発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につき前条第一項第一号の規定により国が行なう補助の比率は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、農地、農業用施設並びに農地幹線林道及びその他の林道ごとに、当該三年間の災害により被害を受けたこれらの施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該三年間の災害がその年の一月一日から十二月三十一日まで

の間に発生したものとなし、かつ、その地域につき同条第四項の規定による指定がなされたものとみなして同条第二項及び第三項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た商に相当する比率とする。この場合において、その商は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

2 前項に規定する地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で都道府県以外の者の行なうものについての第三項第一項の規定の適用については、同項第二号中「次項各号(第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号)の区分に従い、それぞれ

れ当該各号に定める比率」とあるのは「次条第一項の規定により算出される比率」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「その同項の規定により算出される比率をこえて」とする。

3 前二項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額が、前二項の規定を適用して同条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年一月一日以後に発生した災害について適用する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事秋山利恭君。

(報告書は会議録追録に掲載)

〔秋山利恭君登壇〕

○秋山利恭君 たいだいま議題となりまして、内閣提出、参議院送付、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審議の経過並びに結果につき簡単に御報告いたします。

現行法によれば、毎年、その年に発生した農林施設等の災害が激甚であり、また場合には、農林大臣は、地域を指定して高率補助を行なうこととなつておるものでありまして、補助金の算定については、いわゆる単年度主義を原則としておるのであります。しかしながら、たとえ当年災害が激甚でない場合であっても、農業者等が数年連続して災害を受けた場合には、そのころむる打撃は決して少なくないのであります。

そこで、今回、連年の災害を受けた者に対しては、過去三年の災害が当年に発生したものとなし、現行法の単年度についての補助の規定を適用して得た金額のこれらの災害復旧事業費に対する比率をもつて補助率を算定し、その補助率を当年の災害復旧事業費に乘じて補助金を算出することとし、もつて当年度災害の補助率を引き上げ、農林業者の災害復旧事業費の負担を軽減しようとして、本案が提案されたのであります。

本案は、三月十三日提出され、五月二十三日補足説明を聴取し、質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。以上、報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「電話取扱局の交換設備」の下に「(その交換設備に郵政省令で定めるところにより接続されるその従たる交換設備を含む。以下この条において「局交換設備」という。)を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「電話取扱局の交換設備」を「局交換設備」に改める。

第三十八條の三第一項第二号中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)」に改め、「差押」の下に「(参加差押を含む。)」を加え、同条第三項中「第二号の差押」の下に「(参加差押を含む。)」を加える。

第四十一條第二項中「内線電話機の一部により」の下に、又は単独電話若しくは共同電話の第三十六條に規定する附属的な電話機の全部若しくは一部によりを加える。

第四十四條第一項中「以下この条において同じ。」を「以下この条において「加入電話等」という。に改め、同項の表を次のように改め、同条第二項中「加入電話」を「加入電話等」に、「電話取扱局」を「その電話取扱局」に改める。

種 類	その電話取扱局に収容されている加入電話等の数に、その電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第二号に規定する準市内通話をする事ができる加入電話を収容している電話取扱局に収容されている加入電話等の数の十分の一を加えた数
一級局	二十五未満
二級局	二十五以上百未満
三級局	百以上二百未満
四級局	二百以上四百未満
五級局	四百以上八百未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	二千以上八千未満
八級局	八千以上五万未満
九級局	五万以上十五万未満
十級局	十五万以上四十万未満
十一級局	四十万以上百万未満
十二級局	百万以上二百万未満
十三級局	二百万以上三百万未満
十四級局	三百万以上

第四十五条第一項中「次条」を「第四十六条」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公社は、郵政省令で定めるところにより、電話取扱局につき、その電話取扱局が属する前項の種類を指定し、これを公示しなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(単位料金区域)

第四十五条の二 公社は、全国の区域を分けて単位料金区域を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の単位料金区域は、その区域内の電話取扱局に収容されてい

る電話からの市外通話(郵政省令で定める近距離の市外通話を除く。)の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる市外通話地域間距離を測定するための単位の区域となるべき地域とする。

3 公社が第一項の規定により単位料金区域を定める場合の基準その他必要な事項については、郵政省令で定める。

第四十六条第二号中「市内通話」を「前二号に掲げる通話」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 準市内通話(一の電話取扱局(度敷料金局に限る。)に収容されている電話からこれと同一の

単位料金区域内の他の電話取扱局に収容されている電話への通話(市内通話を除く。))の接続又は相互に隣接する二の単位料金区域のそれぞれの区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの一の地域内の電話取扱局(度敷料金局に限る。)に収容されている電話から他の地域内の電話取扱局に収容されている電話への通話の接続が、自動的に行なわれる場合(通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む。)におけるその接続の方式による通話

第四十七条第一項中「接続の方法により」を「接続の方式により、自動接続通話方式による市外通話(度敷料金局に収容されている電話からの市外通話でその市外通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるものを含む。以下同じ。))その他の市外通話(以下「自動接続通話方式による市外通話」といふ。))とに區別し、自動接続通話方式による市外通話は」に改める。

第五十三条第三項中「当該認定に係る」を削る。

第六十八条第一項中「上欄」を「左の欄」、「下欄」を「右の欄」に改める。

第七十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「電報」の下に「及び罹災地に特設する公衆電話から行なり通話」を加え、同

号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する電報及びその返信の電報

第七十五条後段中「市内通話の料金」の下に「準市内通話の料金」を加え、「自動接続市外通話方式」を「自動接続通話方式」に改める。

第八十一条第一項中「第七十七条第三項を除き以下」を「以下この章において」に改める。

第一百五十五条の次に次の一条を加える。

(線路の使用の請求)

第一百五十五条の二 公社は、加入電話加入者、加入組合、電信加入者又は

専用者から、その加入契約若しくは専用契約に係る電話機、電信機若しくは専用設備の端末機器を設置する場所の存する建物内又はこれらの機器を設置する場所と同一の敷地内にある線路をこれらの機器のための回線の一部として使用すべき旨の請求を受けたときは、その請求に係る線路が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しない場合又はその請求者がその使用に関し公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件を遵守すべき旨を約定しない場合を除き、その使用を承諾しなければならない。

別表を次のように改める。

第1 通話電報の料金	種 別	金 額
1 増通電報料	市内電報料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	基本料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 7円
	累加料	和文10字又は欧文5語まで 60円
	基本料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
2 市外電報料	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
3 緊急電報料	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
4 第15条又は第16条に規定する電報の電報料	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円
	基本料	和文10字又は欧文5語まで 30円
	累加料	和文5字まで又は欧文1語ごとに 10円

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	額
1 度数料金制による場合		
イ 基本料		
単独電話及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)		
1級局	260円	180円
2級局	300円	210円
3級局	340円	240円
4級局	380円	270円
5級局	440円	310円
6級局	500円	350円
7級局	600円	420円
8級局	700円	480円
9級局	800円	560円
10級局	900円	630円
11級局	1,000円	700円
12級局	1,100円	770円
13級局	1,200円	840円
14級局	1,300円	910円
ロ 度数料		
2 定額料金制による場合		
イ 単独電話		
1級局	650円	380円
2級局	750円	450円
3級局	850円	510円
4級局	950円	570円
5級局	1,150円	690円
6級局	1,450円	870円
7級局	1,800円	1,080円
ロ 構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)		
1級局	1,000円	600円
2級局	1,150円	700円
3級局	1,300円	800円
加入電話ごとに月額		
市内通話1度数ごとに		

4級局	1,450円	900円
5級局	1,750円	1,050円
6級局	2,200円	1,300円
7級局	2,700円	1,600円

備考
1 住宅用とは、加入電話加入者(法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。)がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 準市内通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 毎1分又はその端数ごとに 7円
第4 市外通話料(加入電話から行なう通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの		
市外通話地域間距離 20キロメートルまで		
30	50秒	7円
40	38秒	
60	30秒	
80	21秒	
100	15秒	
120	13秒	
160	10秒	
240	8秒	
320	6.5秒	
500	5秒	
750	4秒	
750キロメートルをこえるもの	3秒	
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(準市内通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)		
イ 普通通話料		
3分まで	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに

第5 設備料（加入電話加入申込を承諾された場合のもの。ただし、構内交換設備及び内線電話機の設置に要するもの並びに契約の期間が30日以内のものに係るものを除く。）
 ー加入電話ごとに 10,000円

料 金 種 別	料 料	金 額
1 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの イ 市内通話料 ロ 市外通話料 (1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの (イ) 普通通話料 (ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	1 度数ごとに 8分まで 8分をこえる毎1分又はその端数ごとに	10円 5円 5円
(2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの 2 その他の公衆電話から行なう通話に係るもの イ 市内通話料 ロ 市外通話料 (1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの (イ) 普通通話料 (ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	第4の2の1からホまでに掲げる料金額と同額 1 度数ごとに 毎3分又はその端数ごとに	10円 15円 15円
(2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの	第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話	左記以外のもの

(イ) 普通通話料	
市外通話地域間距離	
10キロメートルまで	15円
20 "	25円
30 "	30円
40 "	35円
60 "	50円
(ロ) 至急通話料	
(ハ) 特別至急通話料	
(ニ) 第40条又は第50条に規定する通話の市外通話料	

毎3分又はその端数ごとに	毎3分又はその端数ごとに
15円	10円
25円	20円
30円	25円
35円	30円
50円	35円
普通通話料と同額	普通通話料の2倍
	普通通話料の3倍
	普通通話料の3倍

第3条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話から行なう通話に供するもの	1度数ごとに	10円
市外通話料		
市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める市外通話の夜間に係る料金に、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金より低く定めることとする。		
公社は、公衆電話及びこの表の3の加入電話につき、郵政省令で定めるところによりこの表の1、2又は3のいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。		
第7条 専用設備たる回線の専用料金（市外設備）（月額）第4の2のイの料金額の額の右段の3分までの端数に概する額の6,000倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額		

附 則

- この法律は、昭和三十一年九月一日から同年十一月三十日までこの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十六条、第三十八条の三、第四十一条、第二項、第五十三条第三項、第七十条及び第八十一条第一項の改正規定並びに第五十五条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日、附則第三項の規定は公布の日から施行する。
- 公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう市内通話（改正後の第四十六條第二号に規定する市内通話をいう。）及び自動接続通話方式による市外通話（改正後の第四十七條第一項に規定する自動接続通話方式による市外通話をいう。）たる通話については、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内でのその
- 電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。
- 公社は、この法律の施行前においても、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう市外通話について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の別表第三、第四の1若しくは2又は第6の1のロ若しくは2のロに掲げる料金と同額とすることが出来る。
- この法律の施行前（附則第二項の規定により従前の例によるもの）とされる同項に規定する通話に係る料金については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日までに支払い、又は支払うべきであった公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。
- 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局まで」「十二級局を」「一級局」に改める。

第三条第一項中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に改める。

理由

社会生活圏の拡大及び市外通話の自動化の進度に応じて電話に係る料金の体系を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。通信委員長山手満男君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山手満男君登壇〕

○山手満男君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会にお

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は去る三月十日内閣から提出されたものでありますが、その趣旨とするところは、最近における都市の発展、行政区域の合併等による社会生活圏の拡大、並びに、電話市外通話の自動即時化の推進に対処するため、公衆電話事業の料金体系及び関連する制度につき所要の改正を加えようとするものであります。

法律案の内容のおもなるものを申し上げますと、第一に、市外通話の三分ごとに料金のかかる現行方式を改めて、自動即時通話の場合は距離別時間差法により、手動通話の場合は三分一分制の方式をとることとしたこと、

第二に、市外通話の料金算定基準となる距離のはかり方を、従来は電話局相互間の距離によつていたのを、全国で約六百程度の単位料金区域内中心局相互間の直線距離によることに改めたこと、第三に、単位料金区域内の自動通話につき、市内、市外両通話の中間的

な準市内通話制度をとることとしたこと、第四に、加入者の数による電話局の級別制度を実情に適合するように改正したこと等であり、

通信委員会におきましては、慎重審議の結果、五月二十三日質疑を終了、次いで、討論に入り、日本社会党を代表して森本靖君は本案に反対、自由民主党を代表して佐藤洋之助君は本案に賛成、民主社会党を代表して受田新吉君、日本共産党を代表して谷口善太郎君は、いずれも本案に反対の意見を述べられ、引き続き採決を行ないました結果、賛成多数をもって本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 討論の通告があります。よつて、これを許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

○島本虎三君 ただいま議題になりました公衆電気通信法の一部を改正する

法律案に對しまして、日本社会党を代表して、これに反對の意を表するものでございます。(拍手)

わが党がこの法案に反對する理由の第一は、この法案が料金調整に名をかりた電話料金上げ法案であるからであります。(拍手)

電電公社は、新料金体系では増収にも減収にもならない、いわば実質的料金の引き下げになるということを強調しておるのでございますが、しきりに検討すれば、これは、国鉄運賃、郵便料金と、相次ぐ公共料金引き上げと全く同じ意図を持った法案であります。(拍手)値上げ反對の世論の攻撃におそれをして、料金調整という美名のもとにかくれて、あたかも値上げのよいの上に値下げの衣を着て堂々まかり出た平清盛のごとき法案であるといつても過言ではございません。(拍手)電

電公社は、年間三十数億円の減収になることを唯一のよりどころにして、値上げではないと宣伝しておりますが、これこそ、巧妙にして知能的なからくりであります。何となれば、昭和三十四年度の料金体系による収入と、新料金体系による単なる制度上の収入との差額にすぎないのでございます。この比較は、電話利用状況の変化という重要な要件を全く無視して、旧料金体系における資料をそのままに用いるという大きな過誤を犯しているのであります。

電話の利用状況は、御承知のように、増加の途をたどっております。利用状況の増加は、電電公社の増収がさらにふえていくことを意味し、三十億の減収ということとは、事実問題として、何ら意味がないのであります。さらに、見のがすことのできないのは、

電話設備拡充のため減収にならないような調整をしておき、手動市外通話の場合、全体を一分一分値上げしてあり、自動市外通話の場合には、下がる分として二割五分よけい見て秒数を定めておるのであります。課金距離の算定でも、二十六区間を二十区間に、自動の場合は十四区間に縮小するが、距離が短くなっても現行と同じ料金とされるよう調整されており、制高になるような区間の調整はあえて行なわないのであります。従つて、新料金体系では、利用状況の変化があろうとなかろうと、すでに値上げになる十分なる公算を含んでおるものであつて、これを値下げ法案であると言ひ張るのは、公社の一方的な独断にすぎないことは明瞭であります。(拍手)

また、電話の級別段階の改正にいたしまして、電話がふえていけば自然と基本料金が上がるような仕組みになつており、基本料金は、現行の最高一千円を千三百円まで引き上げ、収入の増大をはかる意図に出たことは、疑いのないところでございます。現に、東京では、基本料の千円が千百円に引

き上げられるのも間近でございます。将来は千三百円を予定されているのでございます。この法案は、ここにも料金引き上げの性格を露呈しておるのでございます。

すでに御承知のように、本改正案を国会提出にきめた四月三日朝の閣議で、小金野政大臣から、この法案は市外電話料金等を合理化するもので、これが実現すればかなり値下げになるケースもあるとの説明に氣をよくした大平官房長官は、記者会見で、池田内閣唯一の値下げ法案であるとして得々と語り、東京・大阪間を例にして解説を試みたところ、逆に値上げがりになつて引き下がったそりであります。頭をかいながら、天網がいかい疎にして漏らさざる値上げ法案の正体暴露といふべきでございます。(拍手)大衆の生活に脅威を及ぼす公共料金の値上げに反對を表明しているわが党として、かくのごとき料金調整に藉口する値上げ法案に賛成できないのは当然でございます。

て、現に、本年度の予算においては、五百億圓をこえる膨大な額を益金から建設勘定に繰り入れていたのであります。本来ならば、このような巨額の利益を上げておれば、従業員に公正な待遇を与へ、必要な要員を充足し、料金の引き下げを行なうのが妥当でありま

す。(拍手)しかしながら、公社当局は、しきりに、事業収支の益金は新規建設財源に充当する必要があると主張するのであります。かりに一步譲りまして、ある程度の建設勘定繰り入れを是認するといつたとしても、建設財源を、利用料金の取り過ぎ、もうけ過ぎに大部分をたより、それでも足りないで、別に、いわゆる拡充法によつて新規加入者に巨額の債券引き受けまで強制するに至つては、公社は独占の上にあらをかいいてと指摘せざるを得ません。(拍手)弱い立場にある加入者に過酷の犠牲をしいるものといわれても弁解の余地がないのでございまして、現在の電話の利用者が将来の電話設備拡張分まで負担しなければならぬ理由がどこにございましょうか。

(拍手)建設資金は、本来、資金運用部資金のような財政資金に依拠すべきが当然でございます。昨年の第三十四回国会で可決された電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の附帯決議に明確にうたつていてはございせんか。しかるにかかわらず、その方面の資金源はほんの申しわけの額にとどめまして、大部分を企業利潤や加入者債券に求めようとする安易な経営方針は、断じて許すことができないのでございます。(拍手)

反對理由の第三としては、技術革新による設備費のコスト・ダウンを料金面に還元した形跡が少しも認められないといふことでございます。

技術革新といふものは、決して公社のみの力でできるものではございせん。国全体の技術水準の向上の結果によつて現われるのが、公共企業体の正しい姿でございます。電信電話のサービスといふものは、スピード化するだけではなく、利用者の負担が軽くなつてこそ、初めてサービスの向上と言ひ得るのであります。しかるにかかわらず、公社の方針は、スピード化だけを強調し、利用者の負担をますます増加させておりますことは、まことに遺憾でございます。(拍手)公社は、技術革新による設備費のコスト・ダウンを料金面に還元させることこそ、料金政策の根本となしなればならないことは当然でございます。

以上申し述べました三点のほかに、この新料金体系には、即時方式と待時方式のサービス格差の問題があり、準市内通話制度の単位料金区域の

設定と地方的社会生活圏、経済生活圏とが必ずしもマッチしないという問題もあり、東京、大阪等の大都市における料金地域性の可否等、いろいろ問題を残しておるのでございます。これらの問題を解決しないままに今回電話料金体系を急いで改正することは、将来に禍根を残すことになるのみではなく、われわれの最も注目するところは、この案は、全国即時自動化の名のもとに、七円という単位を料金体系の基礎としていくことであります。電電公社は、将来、この七円の単位を動かすだけで、ほとんど自動的に値上がりが行なわれるという仕組みになったことを、見過ごすことはできないのでございませう。ここにも将来の料金引き上げに対する深慮遠謀が含まれているのでございませう。

さらに、昭和二十八年を起点とした膨大な拡張計画は急速な発展を遂げてきているのでございませうが、すべて公益性は無視されて、企業利益中心主義が貫かれ、設備拡張に伴う充足な要員配置はされず、すべて電通労働者の犠牲によって遂行されている現状でございませう。事業の合理化は労働条件と密接不可分のものであり、合理化の進展と労働条件の向上は並行するものでなければなりません。昭和二十八年に比べて十倍を上回る五百二十四億の企業利潤を生じているにもかかわらず、労働者の賃金はわずかに〇・四倍しか向上していない、まことに不合理な状態であるのみならず、これに反対して戦った労働者に対して、かつてない大量の不当処分を行なったことは、皆さん御承知の通りでございませう。(拍手)まさに、高い料金の電話で国民が困り、労働強化と低賃金に電通労働者が泣かされていくということではございませう。日本社会党は、これ自身に多くの不合理を含む新料金体系を骨子とし、かつ、実質的に値上げであり、さらに、将来にわたって再値上げの素地をなし、国民と電通労働者を苦しめる本法律案には絶対反対の意を表明し、私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

よって、採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第四 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件、日程第四、日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

右国会に提出する。

昭和三十六年四月三日
内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、オーストラリア連邦との間に国際郵便為替の交換を行なうた

め、昭和三十六年二月七日に東京で、日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定期に署名した。よって、この約定期を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定期

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、両国の間の国際郵便為替の交換に関する約定期を締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条
日本国とオーストラリア連邦との間に郵便為替を常時交換する。

第二条
郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を経て行なわれる。

第三条
1 郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条
1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に依り、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第五条
1 各郵政庁は、この約定に基づく業務に対して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。

2 各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第六条
郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の現行の規則に、払渡しについては払渡国の現行の規則に従う。

第七条
郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡済通知を請求することができる。

第八条
1 郵便為替は、振出しの月の末日の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた為替の金額は、振出国の現行

の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった為替の金額についても、同様とする。

2 郵便為替の払いもどしは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第九條

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができ

第十條

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月が満了した時に支払未済である金額については、その時から年五分の割合で利子を附する。

第十一條

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部

を一時停止しなければならないときは、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第十二條

この協定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十三條

1 この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百六十一年二月七日に東京で署名した。

日本国政府のために

小坂善太郎

小金 義照

オーストラリア連邦政府のために

L・R・マッキンタイヤー

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和三十六年四月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、パキスタンとの間に国際郵便為替の交換を行なうため、昭和三十六年二月七日に東京で、日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定に署名し、パキスタン政府は、同年三月七日にラワルピンデで同協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定
日本国政府及びパキスタン政府は、両国の間の国際郵便為替の交換

に関する協定を締結することを希望するので、
下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一條

日本国とパキスタンとの間に郵便為替を常時交換する。この交換は、郵便及び電信により行なう。

第二條

郵便により交換する為替(以下「通常為替」という。)の業務は、もつぱら交換局を経て行なう。各郵政庁は、このために指定した自国の交換局を他方の郵政庁に通知する。

第三條

郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

第四條

郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第五條

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。この割合は、他方の郵政庁に通知しなければならない。

第六條

各郵政庁は、以下この協定に掲げる諸種の業務に対して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。各郵政庁は、これらの料金及びその変更を他方の郵政庁に通知しなければならない。

第七條

各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第八條

郵便為替を振り出す方法及び条件は、振出国の現行の規則に従う。

第九條

1 各交換局は、他方の国で払い渡すため自国で振り出す通常為替の細目を目録により他方の交換局に通知する。

2 受取人の住所氏名は、払渡郵政庁が受取人への郵便為替証書の正確な交付を確保することができるよう、完全かつ正確に記載しなければならない。

第十條

1 各交換局から発送される目録には、毎年の初めに第一号から始まる連続番号を附する。

2 この目録に記載された郵便為替にも、毎年の初めに第一号から始まる連番番号を附する。

第十一条

1 目録が相当の期間内に受領されない場合において、発送交換局は、その旨の通知を受けたときは、正当に証明されたその目録の原本を遅滞なく受入交換局に送付する。

2 受入交換局は、目録を慎重に検査し、単純な誤りについては、直ちにこれを訂正し、発送交換局にその訂正を通知する。

3 発送交換局に照会しなければ訂正することができない誤りが目録中にあるときは、受入交換局は、直ちにその照会を行ない、回答を受領するまでは、誤りのある記載に基づき通常為替の払渡しを停止する。

第十二条

各交換局は、自国で払い渡すため通知を受けた通常為替に対する内国の郵便為替証書を作成し、払渡国の現行の規則に従つて受取人への払渡しの手続を行なう。

第十三条

郵便為替は、振出しの月の末日の後六箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

第十四条

郵便為替証書を亡失し、又は損傷した場合において、払渡郵政庁は、受取人が必要な細目を記載した請求書を差し出すときは、為替証書を再交付する。

第十五条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡済通知を請求することができる。

2 払渡済通知の請求が郵便為替の振出しの際に行なわれるときは、「A.P.」の文字を目録に記載された為替に対応して記入する。払渡済通知書は、払渡局が作成し、払渡局又は目録の受入交換局が差出人に直接に送付する。

3 払渡済通知の請求が郵便為替の振出しの後に行なわれるときは、発送交換局は、為替及び通知のすべての細目を記入した払渡済通知書の式紙を目録の受入交換局に送付し、受入交換局は、これを完成した上、差出人に送付する。

第十六条

4 仲介為替に関する払渡済通知書は、両国の交換局を経て送付する。

もどしについては、差出人が振出郵政庁にその請求を行なうものとする。

第十七条

郵便為替の払いもどしは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第十八条

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができ

第十九条

電信により交換する為替(以下「電信為替」といふ)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。

- (1) 電信為替は、各郵政庁がそれぞれこのために指定した局の間で、為替電報により送達する。各郵政庁は、この為替の交換を設けられる局を他方の郵政庁に通知する。
- (2) 為替電報は、両郵政庁が合意する取極に従つて作成する。
- (3) 為替電報は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従う。

(4) 電信為替の差出人は、受取人に送付することを希望する通信文を為替電報に附加することを許される。

(5) 各交換局は、自国から他方の国にあてて通知した為替電報を確認するため「Advised by telegraph」の表題を有する別葉の目録を作成し、他方の交換局に送付する。

(6) 振出しの際に請求された電信為替の払渡済通知書は、振出国の交換局を経て差出人に送付する。

(7) 詐欺がいずれの国において行なわれたかを決定することができない偽造の電信為替の場合又は中継国若しくは中継電信会社の電信業務における為替電報の伝送上の詐欺若しくは誤りの場合には、これによつて生じた損失に対する責任は、電報料金の損失を除き、両郵政庁が平等に負担する。

2 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて作成され、かつ、決済される。

第二十条

1 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月が満了した時に支払未済である金額については、その時から年五分の割合で利子を附する。

第二十一条

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部

を一時停止しなければならないときは、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第二十二条

この約定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第二十三条

1 この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日が効力を生ずる。

2 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

英語により本書二通を作成し、千九百六十一年二月七日に東京で、及び千九百六十一年三月七日にラワルビンディで署名した。

日本国のために

小坂善太郎

小金 義照

パキスタンのために

F. M. カーン

昭和三十六年五月二十五日 衆議院會議録第四十五号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件外一件 九〇四

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登壇〕

○堀内一雄君 たいだいま議題となりまして二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

わが国とオーストラリア及びパキスタン兩國との間の郵便為替の交換は、兩國がいずれも万国郵便連合の郵便為替に關する約定に参加してないため、現在、わが国との間に為替約定關係のある英國の仲介によつて行なつておりますが、仲介による業務には日数を要すること、仲介手数料を負担する等、種々公衆に与える不便があります。よつて、政府は、かねてより兩國政府と郵便為替の直接交換のための約定締結交渉を進めて参りましたところ、先般合意が成立いたし、オーストラリアとの間の約定は、本年二月七日東京で日豪双方により、また、パキスタンとの間の約定は、二月七日東京で日本側により、三月七日ラワルピンディでパキスタン側により、それぞれ署名されました。

これらの約定の締結によりまして、わが国と兩國との間には直接に郵便為替の交換が行なわれ、公衆の受ける利便が増大することは申すまでもなく、さらに、わが国とオーストラリア及び

パキスタン兩國との間の経済的その他の友好關係も一そう促進されることが期待されます。

この二件は、四月三日に本委員会に付託されましたので、本委員会は、會議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は會議録により御了承を願います。

かくて、五月二十四日、質疑終了の後、討論を省略し採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 兩件を一括して採決いたします。

兩件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、兩件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣

農林大臣

郵政大臣

出席政府委員

法制局長官

外務政務次官

池田 勇人君

周東 英雄君

小金 義照君

林 修三君

津島 文治君

農林省農林 坂村 吉正君

經濟局長 坂村 吉正君

○明確を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る二十三日、本院は第三十八回国会の会期を五月二十五日から六月八日まで十五日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る二十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。社会福祉施設職員退職手当共済法建築基準法の一部を改正する法律

〔通知書受領〕

一、昨二十四日、松野參議院議長から清瀬議長宛、參議院は国会の会期を六月八日まで十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

〔報告書受領〕

一、昨二十四日、内閣から國際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

千九百六十年の國際労働機関第四十四回總會において採択された条約及び勧告に關する報告書

〔政府委員発令通知受領〕

一、去る二十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、同日(外務省國際連合局長) 鶴岡千仞の第三十八回国

会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

〔理事補欠選任〕

一、昨二十四日、建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 岡本 隆一君(理事山中日露史君昨二十四日理事辭任につきその補欠)

〔常任委員辭任〕

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

正力松太郎君

柳田 秀一君

受田 新吉君

滝井 義高君

井堀 繁雄君

地方行政委員

和田 博雄君

法務委員

大蔵委員

本名 武君

西村 榮一君

社会労働委員

松山千恵子君

河野 正君

中村 英男君

大柴 滋夫君

山花 秀雄君

受田 新吉君

農林水産委員

八木 徹雄君

鈴木 義男君

原 茂君

山花 秀雄君

河野 正君

堀 昌雄君

西村 関一君

玉置 一徳君

堀 昌雄君

浅沼 亨子君

島本 虎三君

井堀 繁雄君

田中織之進君

山本 幸一君

西村 関一君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

関 博雄君

通信委員

椎熊 三郎君

星島 二郎君

下平 正一君

大矢 省三君

龜岡 高夫君

淺沼 享子君

建設委員

金丸 信君

星島 二郎君

予算委員

床次 徳二君

田中織之進君

佐々木良作君

決算委員

藤井 勝志君

馬場 元治君

藤井 勝志君

高崎達之助君

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

服部 安司君

受田 新吉君

法務委員

原 彪君

赤松 勇君

外務委員

愛知 揆一君

権熙 三郎君

帆足 計君

小川 半次君

塚原 俊郎君

受田 新吉君

大蔵委員

文教委員

馬場 元治君

大柴 滋夫君

山本 幸一君

金丸 信君

藤井 勝志君

島本 虎三君

松浦周太郎君

稻富 稜人君

中村 英男君

柳田 秀一君

西尾 末廣君

鈴木 義男君

宇都宮徳馬君

園田 直君

西尾 末廣君

田川 誠一君

米山 恒治君

藏内 修治君

片山 哲君

社会労働委員

加藤常太郎君 川島正次郎君

赤松 勇君 原 彰君

商工委員

佐々木秀世君 村上 勇君

山口シヅエ君 渡辺 惣蔵君

通信委員

井手 以誠君 松井 政吉君

建設委員

木村 公平君 櫻内 義雄君

予算委員

(常任委員補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

佐々木義武君 堀 昌雄君

滝井 義高君 河野 正君

井堀 繁雄君 山花 秀雄君

柳田 秀一君 原 茂君

受田 新吉君

地方行政委員

西村 関一君 和田 博雄君

法務委員

大蔵委員 鈴木 義男君

大蔵委員

入木 徹雄君 原 茂君

春日 一幸君

社会労働委員

龜岡 高夫君 大柴 滋夫君

山花 秀雄君 山本 幸一君

田中織之進君 受田 新吉君

浅沼 享子君 中村 英男君

河野 正君 島本 虎三君

井堀 繁雄君

農林水産委員

本名 武君 和田 博雄君

玉置 一徳君 西村 関一君

通信委員

龜岡 高夫君 藤井 勝志君

金丸 信君 浅沼 享子君

井手 以誠君 島本 虎三君

受田 新吉君 星島 二郎君

椎熊 三郎君 馬場 元治君

大柴 滋夫君 山本 幸一君

建設委員

星島 二郎君 金丸 信君

予算委員

高崎達之助君 正力松太郎君

中村 英男君 西村 榮一君

大矢 省三君 田中織之進君

決算委員

馬場 元治君 藤井 勝志君

議院運営委員

金丸 信君

一、昨二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

川島正次郎君 渡辺 惣蔵君

西尾 末廣君 受田 新吉君

法務委員

赤松 勇君 片山 哲君

外務委員

小川 半次君 塚原 俊郎君

米山 恒治君 田川 誠一君

森本 靖君 受田 新吉君

愛知 揆一君 園田 直君

宇都宮徳馬君

椎熊 三郎君

西尾 末廣君 村上 勇君

大蔵委員 鈴木 義男君

文教委員 松山千恵子君 服部 安司君

社会労働委員 原 彰君 赤松 勇君

商工委員 南 好雄君 蔵内 修治君

井手 以誠君 滝井 義高君

通信委員 山口シヅエ君 帆足 計君

建設委員 宇野 宗佑君

予算委員 加藤常太郎君

(議案要領)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案付託)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

地盤沈下対策特別措置法案(田中一君外四名提出、参法第三〇号)(予)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

公共用地の取得に関する特別措置法案

倉庫業法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二十三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

社会福祉施設職員退職手当共済法案

建築基準法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

社会福祉法人である病院に対する課税に関する質問主意書(平岡忠次郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井堀繁雄君提出公共事業の土地収用に関する質問に対する答弁書

公共事業の土地収用に関する質問主意書

埼玉県大宮市の都市計画街路事業「大栄橋」の建設工事において、建設省及び埼玉県当局は、同市宮町一の百十四要原利雄所有の家屋土地に対し、現在家族七名が住居しているにもかかわらず、行政代執行法による強制執行の手段を用いて、五月十五日より家財道具等の強制搬出、家屋の取りこわしを行なっているが、公共の目的のためとはいえ、土地収用に当たってはあくまでも補償問題その他被収用者が納得できるまで話し合いを進め、円満解決を図るべきであると従来しばしば言明した政府の方針をくつがえし、一方的な法の押しつけで強制執行を行なつたことは、法の精神をゆがめ、権利の濫用となり、憲法に定める国民の基本的権利を侵すおそれがあると考えるが、当局の見解はどうか。また、これについてどのような指示、指導を行なっているか。

右質問する。

昭和三十六年五月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇入

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員井堀繁雄君提出公共事業の土地収用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年五月二十五日 衆議院會議録第四十五号

〔別紙〕

衆議院議員井堀繁雄君提出公共事業の土地収用に関する質問に対する答弁書

大宮都市計画街路事業の実施にあつては、関係者との十分な協議を進めた結果、栗原利男氏以外の関係者とは円満に協議が成立し、本事業は栗原氏所有の土地に係る部分を除き、すでに昭和三十四年度当初に一応の完成をみているが、道路の一部にあたる栗原氏の土地が取得できないため、以後二年余り道路は十分な利用が行なわれていなかった。

起業者である埼玉県知事は、栗原氏に対して昭和三十年以来過去十数回にわたり交渉を重ねたが、協議が成立せず、次いで昭和三十五年九月になされた土地収用法第四十条の規定による協議も成立しなかつたので、昭和三十五年十月都市計画法第二十條の規定に基づき建設大臣に対し土地収用の裁定を求め、昭和三十五年十二月建設大臣により収用すべき土地の区域及び収用の時期について土地収用の裁定がなされ、ついで昭和三十六年三月埼玉県収用委員会による損失の補償の裁決がなされた。栗原氏が補償金の受領を拒否したため、昭和三十六年三月十四日起業者は補償金を供託し、他方栗原氏は収用の時期までに建物等に移転すべき義務が生じたのである。栗原氏

はこの移転義務を履行せず、起業者の移転の要請にも応じないため、埼玉県知事はこれ以上事業の実施を遅延させることは公益上著しい支障をきたすとの判断から、昭和三十六年四月十九日代執行手続に入つた。代執行は昭和三十六年五月十五日に着手され、現在家屋等の移転を行なっているが、その執行に当つては、栗原氏の人権を侵害することのないよう慎重のうえにも慎重な態度で臨み、仮住居のために公営住宅の提供を申し出たほか、家財等も毀損しないよう執行責任者において慎重に保管している。また、代執行が公正妥当に行なわれるよう第三者としての大宮市吏員の立会を求める等種々配慮しており、本件収用及び代執行とも、その手続、要件において適法かつ妥当に行なわれたものであつたと認められる。

右答弁する。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五